

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（プルトニウム燃料第三開発室）の使用施設等の使用前確認等に関する面談

2. 日時：令和3年10月14日 13時30分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター

品質保証課 課長他3名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 マネージャ他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、平成31年1月16日付け原規規発第1901162号をもって変更許可したプルトニウム燃料第三開発室（使用施設等）のうち、「グローブボックス No. FPG-03a～c等の設置」に係る使用前検査の実施及び使用前確認の申請について、資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から、使用変更許可申請書及びその審査書の内容を踏まえ、以下の事項を伝えた。

- ・使用前検査の実施時期、検査の方法、判定基準等を決定するための情報として、使用前確認申請書の記載事項のうち、設計及び工事の方法については、設計条件、設計仕様、工事の方法、工事の手順及び工事フロー図等を記載しすること。
- ・また、工事の方法及び工事の手順の説明資料として、グローブボックス／気体排気ダクト接続部の図面を添付すること。
- ・使用前検査項目のうち、使用規則第2条の2第2号の検査（機能・性能検査）は、機能及び性能のどちらに属するものかを明確にし、警報作動検査等実際に確認する事項がわかるような名称とすること。
- ・また、当該工事が、変更許可を受けたところによるものであることへの適合性について、項目を設け説明すること。
- ・使用前検査を3回に分けて実施するとの説明があったことから、当該事

項について、使用前確認申請書の工事の工程、期日、場所及び種類の項により明確に記載すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料

- ・ 受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備の使用前確認申請について

以上